二七七　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件　一五　五

二七八　円借款の供与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件　一八　二

二七九　ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　一九　三

二八〇　ンゴマ郡灌漑開発計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　三

二八一　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の効力発生に関する件　一九　三

二八二　国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件　二〇　185　五二

二八三　紛失の届出により失効した旅券の告示　二一　187　二

二八四　ハトロン州ピアンジ県給水改善計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　一　三

二八五　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二五　三

二八六　ウクライナ政府に対する贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件　二五　三

二八七　スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の附属書の改正に関する件　二五　三

二八八　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二六　三

二八九　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とネパール連邦民主共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二六　三

二九〇　不正取得された無効旅券の告示　二七　二

二九一　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のエストニア共和国等による批准に関する件　二八　三

○財務省

二三七　たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項の一部を改正する告示　一　六

二三八　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　五　特12　四

二三九　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　五　特12　四

二四〇―二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七　176　五

二四三　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　七　176　七

二四四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　七　176　七

二四五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七　176　七

二四六　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　176　七

二四七―二　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　七　176　七

二五五―二　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　177　一

二五八―二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　177　八

二六一　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　八　177　九　二一　三

二六二　外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件　二一　三

二六三―二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二二　二

二六六　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの輸入数量を告示する件　二二　二

二六七　平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　二九　六

二六八　平成二十六年度の初日から平成二十六年七月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二九　六

二六九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　193　一五

○財務省、農林水産省

一五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　三

○国税庁

一一　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　一三　三